

京都市告示第460号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年11月17日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点 点	重要な 経過地
1	南禅寺経1号線	左京区南禅寺北ノ坊町1番地の3地先 同町29番地の9地先		
2	山科大塚緯21号線	山科区大塚丹田19番地の6地先 同町18番地の1地先		
3	嵯峨経187号線	右京区嵯峨観空寺岡崎町23番地の2地先 同町21番地の7地先		
4	羽東師21号線	伏見区羽東師菱川町53番地の2地先 同町53番地の1地先		

(建設局土木管理部道路明示課)